

東大阪市聴聞等の手続に関する規則及び消防長等が行う聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年９月１６日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市規則第 7 2 号

東大阪市聴聞等の手続に関する規則及び消防長等が行う聴聞等の手続に関する規則
の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「住所及び」及び「、事務所の所在地」を削る。

- (1) 東大阪市聴聞等の手続に関する規則（平成 9 年東大阪市規則第 5 1 号）様式第
1 3
- (2) 消防長等が行う聴聞等の手続に関する規則（平成 9 年東大阪市規則第 5 2 号）
様式第 1 3

附 則

この規則は、公布の日から施行する。